

知っ得!!!

働くシニアのルールが変わります。

今年の5月、政府は高齢者も働きやすい社会をめざし、「ニッポン1億総活躍プラン」をまとめました。
60歳以降に働く場合の「ルール」に様々な変更が加えられています。
超高齢社会になり、公的年金は緩やかにダウンしております。
元気に長く上手に働き続けるための新たな制度をまとめてみました。

★高齢者の雇用保険の拡大

	現行加入	2017年1月から		
		加入	失業	介護
同じ会社で65歳以降に働く場合	可能	可能	*高年齢求職者 給付金あり ●回数制限なし	*介護休業 給付金あり
65歳以降新たに雇用された場合	不可			

* 雇用保険は週20時間以上働き、31日以上雇用される見込みのある人が加入。
給付金を受けるには雇用期間や賃金水準など条件があります。

* 雇用保険とは

以前は「失業保険」と呼ばれていました。労働者が失業した場合に必要な給付が行われる制度です。政府が保険者として運営しています。
保険料は、被雇用者と事業者が負担します。数千円程度のものです。

★他の制度の見直し

1. 派遣社員として働く場合
60歳以上は原則3年の期限制度の廃止されました。
派遣先を気に入れば長く働ける可能性もあります。
2. シルバー人材センターに登録して働く場合
紹介の仕事に限り、週40時間(以前20時間)まで可能です。
3. 65歳以降の雇用拡大
政府が16年以降、企業支援を拡大しています。

***働き続ける場合、厚生年金が減額されることもあります。**

個人差がありますが、厚生年金の基本月額が高めの人ほど大きくなっています。

EX.

65歳未満 基本月額20万、月収10万 受け取る年金1万減ります。
よく考えて、働き方を検討しましょう。